

厚生労働大臣の定める掲示事項

2026年6月1日現在

■当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【保険指定等について】

- ・生活保護法指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関
- ・難病法指定医療機関

■電子的診療情報連携体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報
その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療DXにかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。(初診4点、再診2点)

当院は療担規則に則り、明細書については無償で交付します。明細書には算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額が記載されます。

■時間外等加算

当院では、地域の医療提供体制を守るための診療時間の設定をしています。

厚生労働省の規定により、平日18:00以降・土曜日12:00以降は夜間・早朝等加算が適用されます。

当院の標榜時間外の時間帯で診療を行った場合には、時間外加算・深夜加算・休日加算が適応されます。

■外来・在宅物価対応料

令和8年度診療報酬改定に伴い、物価高騰（医療材料費・光熱水費等）対応として外来・在宅物価対応料（2点）を算定します。これは地域の医療提供体制維持のための保険診療上の加算です。

■近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品を支給した際は、薬剤にかかる費用を別途徴収します。

■各種文書料金（税込み）：以下は実費のご負担をお願いいたします。

- ・診断書（当院指定） 3,300円
- ・診断書（上記以外） 5,500円
- ・健診結果診断書 5,500円
- ・生命保険診断書（手術・通院） 8,800円
- ・安全協会書類（初回のみ） 550円

■外来ベースアップ評価料(I)

当院は外来ベースアップ評価料(I)を算定しています（初診 17 点、再診 4 点）。本評価料は、医療従事者の処遇改善に全額を充当しており、医療従事者が安心してその職務に従事すること等を目的としています。

■コンタクトレンズ検査について：当院はコンタクトレンズ検査料 1 を算定しています。

基本診療料

初診料 291 点

再診料 76 点

特掲診療料 コンタクトレンズ検査料 1 200 点

※コンタクトレンズ装用のための受診であっても、厚労省が定める疾患の治療が必要な場合は、眼科的検査料で算定する場合があります。

・担当医師（眼科診療経験）

竹中康子（1990 年～） 長谷部啓子（1963 年～）

■一般名での処方・後発医薬品の使用

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者さまへご説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。また医薬品の供給状況によって投与するお薬を変更する可能性があります。なお、令和 6 年 10 月より、長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」には、患者さまの希望による処方の場合には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。

（厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部（1/4）が自己負担となります）

■個人情報保護指針

当院は、当院が保有する患者さんや関係者の個人情報について、個人情報の保護に関する法令および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、その他の規範を遵守し、個人情報保護基本方針を定め、これを実行し維持することに努めます。